DONE in duplicate at Zagreb this nineteenth day of October, 2018 in the English language.

For Japan:

Kenji Yamada

For the Republic of Croatia:

Z. Marić

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とスペイン王国との間の条約をここに公布する。

御名御璽

令和元年七月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

条約第六号

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とスペイン王国との間の条約

日本国及びスペイン王国は、

両国間の経済関係の一層の発展を図ること及び租税に関する両国間の協力を強化することを希望し、

所得に対する租税に関して、脱税又は租税回避を通じた非課税又は租税の軽減（第三国の居住者の間接的な利益のためにこの条約において与えられる租税の免除又は軽減を得ることを目的とする条約漁（あさ）りの仕組みを通じたものを含む。）の機会を生じさせることなく、二重課税を除去するための条約を締結することを意図して、

次のとおり協定した。

第一条　対象となる者

1　この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

2　この条約の適用上、いずれかの締約国の租税に関する法令の下において全面的若しくは部分的に課税上存在しないものとして取り扱われる団体若しくは仕組みによって又はこのような団体若しくは仕組みを通じて取得される所得は、次の(a)及び(b)に規定する要件を満たす限りにおいて、一方の締約国の居住者の所得とみなす。

(a)　当該所得が当該一方の締約国における課税上当該一方の締約国の居住者の所得として取り扱われること。

(b)　当該団体又は仕組みが次の(i)又は(ii)に規定する国又は地域の法令に基づいて設立されること。

(i)　いずれかの締約国

(ii)　両締約国以外の国又は地域であって、次の(aa)及び(bb)に規定する要件を満たすもの

(aa)　当該所得が取得される締約国との間において有効な租税に係る情報の交換に関する規定を含む協定を有していること。

(bb)　当該両締約国以外の国又は地域の租税に関する法令の下において当該団体又は仕組みを全面的に課税上存在しないものとして取り扱うこと。

この2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国が当該一方の締約国の居住者に対して租税を課する権利に影響を及ぼすものと解してはならない。